

平成26年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年5月20日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第18号 専決処分の承認を求めることについて

(勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について)

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて

(勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について)

開 会

平成26年5月20日（火） 午前10時開会

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成26年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、末吉定夫議員及び鈴木克己議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（岩瀬義信君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第18号 専決処分の承認を求めることについて、議案第19号 専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第18号及び議

案第19号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第18号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から一部が施行されたことに伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月1日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正点について申し上げますと、1点目は、耐震改修が行われました一定の既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設であります。改正前は避難路に敷地が接する住宅、いわゆる通行障害既存耐震不適格住宅が減額の対象であったものを、今回の改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等に対し、新たに減額措置を講じようとするものであります。

2点目は、公害防止用設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準の特例措置が、地域決定型地方税制特例措置いわゆる「わがまち特例」に追加されたことに伴い、本市においても関連条文を追加しようとするものであります。

3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置について、適用期限を3年延長し、平成30年度分の個人住民税までとするものであります。

4点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用措置について、適用期限を3年延長し、平成29年度分の個人住民税までとするものであります。

このほか、法改正による根拠条項の移動等に伴い、条文の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第19号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定に基づき、本市が平成26年3月31日付にて過疎地域に指定されたことに伴い、勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月1日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本特例措置の内容につきましては、過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供する設備を新設し、または増設した者について、固定資産税の特例を定めるものであり、具体的には、初年度分の固定資産税率を通常1.4%の10分の1に、第2年度分を通常4分の1に、第3年度分を通常2分の1にするものであります。

以上で、議案第18号及び議案第19号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 議案第19号について、過疎地域指定について、幾つかご質問をさせていただきます。

まず、過疎地域に指定に至った経緯について、ご説明いただければと思います。

また、勝浦市の現在の財政力指数とこの指定に至った要件とございますか、その数字についても教えていただければと思います。

また、この過疎地域指定に至って、今後、勝浦市民にどのような影響があるのかについても

お聞かせください。

次に、過疎地域自立促進計画についてお伺いします。この自立促進計画策定について、今後のスケジュール、どのような形でいつまでに策定するのかお聞かせください。以上、お願いいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、過疎地域の指定の経緯についてでございますけれども、これにつきましては、法改正に伴います過疎地域の要件、これについて、平成24年に定められたものがございますので、それが変更になったことにつきまして過疎地域になっております。

本市の指定の要件につきましては、まず、昭和40年から平成22年の人口減少率が28%以上であるということと、また財政力要件につきましては、過去3年間にわたる財政力指数が0.49以下であること、これが本市の要件に当てはまり、過疎地域の指定に至った経緯でございます。

次に、過疎地域による影響ということでございますけれども、これにつきましては、過疎地域の指定によりまして、これから計画等をつくっていくところでございますけれども、その計画等に基づきます事業を推進するときに、地方債等の充当率が100%になるとか、そのような点で優遇されるところがございます。

あと、自立促進の計画の策定でございますけれども、これにつきましては、3月議会で、12月の議会に議決のお願いをするということで進めるとの答弁をさせていただいたところでございますけれども、早めまして、ことしの9月議会に議決をいただくような予定で、現在進めております。

なお、その計画のたたき台につきましては、今週中に県の市町村課のほうにたたき台を提出いたしまして、その後、県の方針、県の計画が修正されますので、県のほうと調整の上、勝浦市の促進計画は進めていく予定でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） ちょっと関連質問になるんで、もしお答えいただければということになるんですが、過疎対策事業債についてなんですけれども、この対象事業として農林漁業の経営の近代化のための施設というのがあります。これについて、市民への影響ともちょっと関連するんですけれども、具体的にどのような施設をつくることができるのか。また、この事業債で、ほかの自治体でどのようなものが具体的に整備されているのか、もしわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） 近代化施設ということでございますけれども、現在、先ほど申し上げましたとおり、計画のたたき台を各課のほうと調整をさせていただきまして、当然、農林水産課のほうともその施設の事業の推進について検討というか、庁内調整を行っているところでございます。

基本的には、第2次実施計画に基づきます事業を踏まえた形のものを進めていくことになると思いますけれども、お答えとしてはそういう形で進めさせていただくというふうになります。

なお、他の市町村の内容につきましては調べておりません。今、即答できませんので、後で調べさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 議案第18号の、これは専決ですので確認の意味なんですが、耐震改修が行われた建物にかかわって固定資産税の減額措置が、4月1日からの条例改正で創設されるということなんですが、勝浦市における影響がどのように想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。耐震改修に関する固定資産税の減額の特例は、これまで個人の住宅の耐震改修、また、避難路に敷地が接している住宅の耐震改修等、2つありました。今回は、不特定多数の方が集まる大規模な施設等も含まれるようになったものであります。

これまでの実績といたしましては、2つとも件数はゼロであります。今後、県の計画また勝浦市が耐震促進計画で指定した避難路に接した建物、そういうものが改修された場合には該当してまいります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 次は、議案第19号の過疎地域にかかわることですが、先ほど同僚議員の戸坂議員がこの内容について質問しておりますが、特に指定要件が、今回の指定について該当してきたために、勝浦市も過疎地域指定と。私も、3月に一般質問でこのお話をさせていただきましたので、いろいろ調べさせてもらいました。結果的に、勝浦市民の人たちも、この過疎地域って何なんだということ、私の一般質問のほうが出ているので、何でこういうことになったんだということ、先ほど戸坂議員も質問しましたが、市民に対してどんな影響があるのかということをお聞きしました。逆に言うと、過疎地域指定を受けたから全てが悪いんじゃないかと、逆にこの過疎というところから脱却するための計画を今後つくっていく。そういう中において、市債も前と違うような過疎債が発行できるし、それによって市の市民に対するものがこれまで以上にやりやすくなるというような、実態が余りないような答えもしているんですけど、そういう中において、特に千葉県でも南房総市、大多喜町と指定されていますけど、そういうところが過去に指定されていて、計画をして、そこから脱却するためにいろんな事業を行ったりしているわけですが、一回、指定を受けちゃうと、そこに乗っかっちゃうっていくのかなと思いますけど、私は、この自立促進計画をつくるに当たっても、この過疎の指定から脱却するための計画をつくる必要があると思いますが、この計画の内容を、これから県と協議という課長答弁ですが、市長にお聞きしますけど、その辺は、過疎指定と町との関係を、今後どのように考えていったらいいのかということをお聞きしたいのと、あと、指定要件が、人口割と財政力指数が0.49以下ということですが、過去5年間ぐらいの財政力指数がわかればお聞きをしておきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。計画づくりの関係につきましては、ある程度マニュアル的なものが基本的にできておまして、まず、市における現状を把握ということと、それに対します課題を挙げていきます。産業関係とか、経済関係とか、各事業、各項目、この内容について、現状とか課題を挙げて、それに対する対策というものを個々に考えていくという形で、その計画づくりというのはまとめていく形になります。そういうことで、その計画づくり

というのは過疎から脱却ということが基本的な目標となりますので、そのような形を目指した事業計画を展開していくような計画をつくっていくことになります。

また、過疎という言葉と過疎指定というものについては、基本的にある町で人口がどんどん減っていくという形が一般的に過疎と言われていますけど、今回の過疎指定というものについては、法的な基準が変わってしまったということで過疎指定ということになってしまいましたので、県内で唯一、今回、勝浦市が指定されてしまったというふうに解釈しております。

あと、過疎指定と町の関係ということでございますけども、これにつきましては、イメージの関係とか、財政的な面とか、いろいろ関係してきまして、大きな話なんですけれども、イメージ的には余りよくないところがあると思います。ただ、現状の市の財政的な面からすると、決して悪いというようなものではないんじゃないかと考えています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。過去3年の財政力指数ということでございますけれども、24年度が0.46、23年度が0.48、22年度が0.50、21年度が0.53、20年度が0.541。ただ、通常3年間の財政力指数は平均した数値をここで用いることになっておりまして、通常3桁なんですけれども、大変申しわけありません。今、俗に言う決算カードという資料で、私、お答えをさせていただいたんですが、それが2桁まででしたので、数値のほうは2桁でお答えをさせていただいた部分もございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 財政力指数については、毎年毎年下がってきているというので、今後は、やはりここをいかに食いとめていくかということが大事じゃないかと思いますが、その要件っていろいろなものが重なってこの数字が出てくるわけで、一概にどうのこうのと言えないものだと思いますが、それを含めて先ほど市長にもお答えをいただきましたかったんですが、これはどうのこうのじゃないです。過疎指定を受けて、今後のまちづくりをどういうふうに過疎指定の中でやっていくのか、それと、市民に対してはどのように協力してもらうか、周知していくのかということをして市長のほうから簡単でいいです、答弁をお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この過疎指定につきましては、前回の議会でも随分答弁させていただきました。これは日本語の言葉として、過疎という言葉のイメージ、もう一つ自治法上は、辺地という言葉もあります。そういう日本語のイメージからしまして、過疎になると、物すごく田舎といますか、その町がだんだん崩れていくようなイメージを持つというのも、何となく日本語の言葉としてはわかりますけれども、これは一応、今の自治法上の過疎という一つの縛り、先ほど言いました人口の減少率であるとか、財政力指数の問題であるとか、こういうような形で、今、全国で1,700団体の自治体があります。そのうち約800団体が過疎指定です。すなわち50%近い46%が過疎団体に指定されているというような現実で、これは日本全体を見まして、勝浦市なんかは首都圏の一角ですからまだいいんですけれども、北海道、東北、四国、過疎が至るところ出ております。こういうところをやはり財政的なフォローをしながらまちづくりをさらにレベルアップ、アウフヘーベンしていこうというようなことでこういう制度ができているんで、我々としましては、この勝浦市も過疎指定を受けたということで、このメリットを最大限活かしながら、このまちづくりに活かしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号及び議案第19号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号及び議案第19号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、承認することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第19号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、承認することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時50分 開議

議長辞職の件

〔11番 岩瀬義信君退席〕

○副議長（刈込欣一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の岩瀬義信議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（刈込欣一君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。目羅事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（刈込欣一君） お諮りいたします。岩瀬義信議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（刈込欣一君） ご異議なしと認めます。よって、岩瀬義信議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔11番 岩瀬義信君入席〕

○副議長（刈込欣一君） 前議長、岩瀬義信議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。岩瀬義信議員。

〔11番 岩瀬義信君登壇〕

○11番（岩瀬義信君） 議長退任に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

昨年の5月の臨時議会におきまして、多くの同僚議員の皆様のご推挙を賜り、歴史と伝統ある勝浦市議会第48代議長の要職に就かせていただきました。議員各位、猿田市長を初め理事者の皆様のご指導、さらには議会事務局の皆様のサポートによりまして、本日まで大過なく職責を全うすることができました。思い出に残ることは、議会の総意をもって議会改革を推し進める中で、議員発議により3月議会において、議員定数2名の削減が採択されたことでもあります。

そして、もう一つは、過去にも掲げたことになかったこの議場に日章旗と市旗を掲げることができたことでもあります。本会議場が一段と厳粛な雰囲気になったような、私はそのように思っております。

改めまして、至らぬ私を支えてくださった全ての皆様に、心の底から感謝と御礼を申し上げます。今後も、一議員として勝浦市民の皆さんの期待に応えられるよう、さらなる勝浦市政発展のために、不撓不屈の精神で取り組む覚悟であります。今後とも変わらずご指導、ご鞭撻をいただきますよう心よりお願いを申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。皆さん、大変ありがとうございました。（拍手）

議 長 の 選 挙

○副議長（刈込欣一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（刈込欣一君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（刈込欣一君） ただいまの出席議員数は18人です。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（刈込欣一君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（刈込欣一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（刈込欣一君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。目羅事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（刈込欣一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（刈込欣一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（刈込欣一君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に戸坂健一議員及び吉野修文議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○副議長（刈込欣一君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票数18票、無効投票数0票。有効投票中、岩瀬義信議員17票、藤本治議員1票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、岩瀬義信議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩瀬義信議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾のご挨拶をお願いいたします。岩瀬義信議員。

〔11番 岩瀬義信君登壇〕

○11番（岩瀬義信君） ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、議長に再就任をさせていただくことになりました。まことに身に余る光栄であり、職責の重さをひしひしと感じ、まさに身の引き締まる思いでございます。改めまして、議員各位に心から御礼を申し上げる次第でございます。もとより浅学非才な私でありまして、その器でないことは自分が一番よく承知しておりますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、身を挺して、そのご厚情に対しお報いするよう、覚悟を新たにしているところであります。

なお、議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、不偏不党、公正無私を旨とし、言論の府として市議会が円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でありますので、どうか議員の皆さん、そして市長を初め執行部の皆さん、そして議会事務局の皆様、今まで以上のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、言葉は整いませんが、就任の挨拶にさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

○副議長（刈込欣一君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔議長、臨時議長と交代〕

○議長（岩瀬義信君） 副議長と交代いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 開議

副議長辞職の件

[17番 刈込欣一君退席]

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の刈込欣一議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。目羅事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（岩瀬義信君） お諮りいたします。刈込欣一議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、刈込欣一議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

[17番 刈込欣一君入席]

○議長（岩瀬義信君） 前副議長の刈込欣一議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。刈込欣一議員。

[17番 刈込欣一君登壇]

○17番（刈込欣一君） 議員の皆さん、1年間、どうもありがとうございました。

去年5月の臨時議会に任じられまして、議長の補佐的なことをやってきたかなとも思いますが、なかなか力及ばずというところもありました。また、皆さんの議会運営についても、まだまだ力及ばないところはありますが、今後、また一議員として一生懸命やりますので、よろしく願いいたします。簡単ですけど、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

副議長の選挙

○議長（岩瀬義信君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩瀬義信君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（岩瀬義信君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩瀬義信君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。目羅事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（岩瀬義信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩瀬義信君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に戸坂健一議員及び吉野修文議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（岩瀬義信君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票数18票、無効投票数0票。有効投票中、岩瀬洋男議員17票、藤本治議員1票。以上のおおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、岩瀬洋男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岩瀬洋男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾のご挨拶をお願いいたします。岩瀬洋男議員。

〔8番 岩瀬洋男登壇〕

○8番（岩瀬洋男君） 勝浦市議会副議長に選任をいただきました。ありがとうございます。

岩瀬議長のもと、皆様方のご協力をいただきながら勝浦市議会発展のために努力をしていきたいと思っております。引き続き、皆様方のご指導を心からお願い申し上げまして挨拶といたします。ありがとうございます。（拍手）

議事日程の追加について

○議長（岩瀬義信君） 市長から急施を要するものとして、監査委員の選任につき同意をもとめることについてが提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、この際、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案を配布させます。

〔議案配付〕

○議長（岩瀬義信君） 配布漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 配布漏れなしと認めます。

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬義信君） それでは、議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、丸昭議員が除斥該当であります。丸議員の退席を求めます。

〔16番 丸 昭君退席〕

○議長（岩瀬義信君） 職員に議案を朗読させます。植村係長。

〔係長朗読〕

○議長（岩瀬義信君） 市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、岩瀬洋男議員が退職したことに伴い、その後任に丸昭議員を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

丸議員の市議会での経歴につきましては、ご承知のとおり、平成11年に市議会議員に当選以来、連続4期当選され、この間、市議会議長、市議会副議長、総務常任委員長、監査委員等の要職を歴任されております。その円満な人格と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、議案第20号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ、通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、これに同意することに決しました。

〔16番 丸 昭君入席〕

閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、平成26年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時40分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第18号～議案第19号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 議長の選挙
1. 副議長辞職の件
1. 副議長の選挙
1. 議事日程の追加について
1. 議案第20号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員